

秋田市職業訓練センター指定管理者募集要項

秋田市職業訓練センターの管理を指定管理者に行わせるため、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第2条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

1 秋田市職業訓練センターの概要

- (1) 正式名称 秋田市職業訓練センター
- (2) 所在地 秋田市寺内字三千刈321番地1
- (3) 設置目的 労働者の職業訓練と地位の向上を図る。
- (4) 規模等
 - ア 構造 鉄骨造2階建
 - イ 敷地面積 820.18㎡（借地）
 - ウ 延床面積 636.00㎡
 - オ 開設年月 昭和56年12月
 - カ 各階概要

階層	室名	用途・概要等	
1階	教室1	1室	教室1と教室2との仕切りを取り外し一部屋として利用可能 (45.30㎡)
	教室2	1室	
	実習室1	1室 66.00㎡	
	工具室	1室 8.00㎡	
	事務室	1室 30.25㎡	
2階	教室3	1室 39.00㎡	
	教室4	1室 30.90㎡	
	教室5	1室 30.90㎡	
	実習室2	1室 80.70㎡	
	会議室	1室 78.30㎡	

(5) 施設使用者数の実績（過去5年間）

平成30年度	963人
平成31年度	733人
令和2年度	740人
令和3年度	503人
令和4年度	515人

2 指定管理者に行わせる管理業務

※詳細は、「秋田市職業訓練センター管理業務仕様書」をご覧ください。

- (1) 職業訓練に関する業務
- (2) 使用の許可、使用の許可の取消し、使用の制限および使用の停止に関する業務
- (3) 施設および付属設備の維持管理に関する業務
- (4) (1)から(3)のほか、市長が職業訓練センターの管理運営上必要と認める業務

3 管理を行わせる期間（指定期間）

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

ただし、管理を維持することが適当でないと認めるときは、期間の途中においても指定を取り消すことがあります。

4 管理運営に要する経費

- (1) 職業訓練センターの管理運営に必要な経費（以下「指定管理料」という。）を年度ごとに予算の範囲内で支払います。
- (2) 指定管理料の額については、毎年度締結される年度協定書により定めます。
- (3) 指定管理料の実績（過去5年間）

平成31年度	500,000円
令和2年度	500,000円
令和3年度	500,000円
令和4年度	500,000円
令和5年度	500,000円

5 申請をする団体に必要な資格

- (1) 有資格条件
 - ア 秋田市内に本社又は本店を有する法人であること。
 - イ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第24条に規定する秋田県知事の認定を受けた職業能力開発訓練を実施することができる法人であること。
 - ウ 職業能力開発促進法第31条に規定する職業訓練法人であること。
 - エ 職業訓練科目に建築大工、木工、板金、左官等の建設技能に関する科目が含まれること。
- (2) 欠格事項
 - ア 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第2項に規定する法人
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人で、その事実があった後2年を経過していない者（同項各

号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者
を代理人、支配人その他の使用人として使用する法人を含む。)

ウ 申請の日において現に本市の指名停止措置を受けている法人

エ 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている法人

オ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴
力団員又は暴力団と密接な関係を有する法人

カ 市税に滞納がある法人

6 申請の手続

(1) 提出書類

指定管理者の指定を受けようとする法人は、「指定管理者指定申請書」（様式
1）に次に掲げる書類を添えて提出してください。

※詳細は「秋田市職業訓練センター指定管理者申請書類一覧」（別紙1）をご覧ください。

ア 誓約書（様式2）

イ 秋田市職業訓練センターの管理運営業務に関する事業計画書（様式3）

ウ 秋田市職業訓練センターの管理運営業務に関する収支予算書（様式4）

※詳細は「秋田市職業訓練センターの管理運営業務に関する事業計画書および収支予算
書作成要領」（別紙2）をご覧ください。

エ 定款および登記事項証明書（申請書提出日現在のもの）

オ 令和4年度および令和3年度の事業活動の概要を記載した書類

カ 令和4年度および令和3年度の収支決算書

キ 令和4年度および令和3年度の財産目録

ク 令和4年度および令和3年度の貸借対照表

ケ 組織および運営に関する事項を記載した書類（申請書提出日現在のもの）

コ 役員名簿および役員の履歴を記載した書類（申請書提出日現在のもの）

サ 市税に係る完納証明書（直近のもの）

シ 印鑑証明書（申請書提出日現在のもの）

ス 類似施設における運営実績を記載した書類（実績がある場合のみ）

セ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出場所 〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市産業振興部産業企画課総務企画担当

(3) 受付期間 令和5年10月2日（月）から令和5年10月27日（金）まで （土・日、祝日を除く）

(4) 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

(5) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。10月27日午後5時までに必 着のこと。）してください。郵送の場合は、必ず電話にて到着を確

認してください。

※提出期限後における申請書又は添付書類の変更および追加は認めません。

(6) 提出部数

正本1部、副本15部を提出してください（副本は複写可）。

※市が必要と認める場合は、申請書および添付書類の内容について説明や追加資料を求めることがあります。

(7) 募集要項の交付

募集要項や提出書類の様式等は、秋田市のホームページからダウンロードしてください。ダウンロードできない場合は、上記(2)の窓口で交付します。

なお、受付期間、受付時間は上記(3)、(4)のとおりとします。

※郵送で交付を求める場合は、210円分の切手を貼った返信用封筒（角形2号）を同封し、秋田市産業振興部産業企画課まで送付してください。また、返信用封筒には、送付先および送付先住所を記載してください。

(8) 現地説明会（開催予定）

ア 日 時 令和5年10月16日（月）

イ 場 所 秋田市寺内字三千刈321番地1

※当日、午前10時00分までにセンターにお集まりください。

ウ 申込方法 現地説明会への参加を希望する法人は、電話又は電子メールで秋田市産業振興部産業企画課に連絡してください。申込締切は、10月11日（水）午後5時まで。申込みの際、法人の名称、参加希望者の氏名および連絡先をお知らせください。参加者数は1法人、3名以内とします。

※申込みがない場合は、説明会を開催しません。

(9) 質問事項の受付

ア 受付期間 令和5年10月12日（木）から令和5年10月20日（金）まで（土・日、祝日を除く）

イ 受付方法 質問票（様式5）に記入の上、持参又は電子メールで提出してください。

ウ 回答方法 随時回答します。回答は、質問者の法人名等を伏せて、申請者すべてに電子メールで行います。

(10) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。また、提出された書類については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき非公開とすべき部分を除き、公開されることがあります。なお、提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

(11)費用の負担

申請に要する費用は、申請者の負担とします。

(12)その他留意事項

ア 申請にあたっては、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例および同施行規則（平成17年秋田市規則第43号）を了承のうえ申請してください。

イ 申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格となります。

7 選定の方法、基準および時期

(1) 秋田市産業振興部指定管理者選定委員会による選定

秋田市産業振興部指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、申請者から事業計画等の説明を受け、「指定管理者の選定基準」に則り、指定管理者の候補者および次点候補者を選定します。

(2) 指定管理者の選定基準

「秋田市職業訓練センターの管理運営業務に関する事業計画書」（様式3）（以下「事業計画書」という。）の各項目は、別に定める指定管理者の選定基準に沿って設定しています。

(3) 審査の方法

ア 提出された事業計画書については、選定基準を満たしているか、選定委員会事務局において事前に審査します。その際、提出書類について説明を求める場合があります。

イ 選定委員会では、事前審査の結果について議論、検討を行った後、申請者による事業計画書の項目7を中心としたプレゼンテーションを行い、委員による総合的な評価により指定管理者の候補者および次点候補者を決定します。

(4) 選定期間および結果の通知

申請者によるプレゼンテーションおよび選定は令和5年11月上旬に行います（開催日は、後日書面により通知します。）。

選定結果については、選定委員会終了後、速やかに書面により通知します。

(5) 選定結果の公表

秋田市のホームページに選定結果を掲載し公表します。

8 公募から管理運営の開始までのスケジュール

令和5年10月 2日(月)～10月27日(金)	公募期間
令和5年10月11日(水)	現地説明会申込み期限
令和5年10月16日(月)	現地説明会(開催予定)
令和5年10月12日(木)～10月20日(金)	質問事項の受付
令和5年11月上旬	申請者によるプレゼンテーション 選定委員会による候補者の選定
令和5年12月下旬	指定管理者の議決(11月定例議会)
令和6年 3月	協定の締結
令和6年 4月 1日(月)	指定管理者による管理運営の開始

9 協定の締結

選定委員会において選定された候補者が、議会の議決を経て指定管理者に指定された後、指定管理者は、市と管理運営等に関する細部についての協議を行い、指定期間の基本的な事項を定めた「基本協定」および年度毎の事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」を締結するものとします。

(1) 基本協定の主な内容

- ア 管理業務に関する基本的な事項
- イ 指定管理料に関する事項
- ウ 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- エ 事業報告・業務報告に関する事項
- オ モニタリング(事業評価)に関する事項
- カ 指定の取消しおよび管理業務の停止に関する事項
- キ 責任分担に関する事項
- ク その他

(2) 年度別協定の主な内容

- ア 当該年度の業務内容に関すること。
- イ 当該年度に市が支払うべき指定管理料に関すること。
- ウ その他

10 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定にあたり、必要に応じて申請者に対して、申請書および添付書類の内容についてヒアリングを実施する場合があります。
- (2) 指定管理者指定申請書を提出した後、申請を取り下げの場合は辞退届(様式6)を提出してください。

11 問い合わせ先

秋田市産業振興部産業企画課
総務企画担当

電 話 018-888-5722
メール ro-agmn@city.akita.lg.jp

12 参考資料

(1) 秋田市職業訓練センター指定管理業務仕様書

(2) 法令抜粋資料

ア 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）および同施行規則（平成17年秋田市規則第43号）

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項

エ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第24条および第31条

オ 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

カ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条

キ 秋田市職業訓練センター条例（昭和56年秋田市条例第30号）および同施行規則（平成17年秋田市規則第49号）